

埼玉県農薬販売協会（農薬卸業） 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

令和2年5月29日

私たちは、以下の全てのことを遵守することを宣言致します。

1. 三密を徹底的に回避します。
 - ・定期的な換気を行い密閉された空間を排除します。
 - ・密集を禁止します。
 - ・ソーシャルディスタンス 1m以上およそ 2mを確保します。
2. 感染防止の対策を行います。
 - ・発熱等の症状のある人の入場制限を行います。
 - ・発熱等の症状のある従業員の出勤制限を行います。
 - ・ハンドソープによる手洗い・こまめなうがいの励行を徹底します。
 - ・従業員のマスク着用をします。
 - ・エタノール・界面活性剤等を適切に使用した清掃を行います。
3. 安全の為の設備にします。
 - ・出入り口にエタノール消毒液等を設置します。
 - ・対面とならないよう座席配置を見直します。
 - ・共有品・場所等の複数の人の手が触れる物品・場所の削減・消毒をします。
4. 安心に向けた工夫をします。
 - ・訪問予約の無い人の入場規制を行います。
 - ・衣類のこまめな洗濯をします。
5. 行いません。行わせません。
 - ・閉鎖空間での会議等を行いません。
6. 極力制限します。
 - ・休憩時間を分散して、一度に休憩する人数を減らし喫煙所等の混雑を回避します。
7. 重症化リスクに配慮します。
 - ・高齢者や持病のある方へ配慮します。

8. 新しい働き方を導入します。
- ・在宅勤務（リモートワーク）を実施します。
 - ・ローテーション出勤を導入します。
 - ・WEB会議を導入します。

9. 農薬等の卸業として次の取組を行います。

農業生産者の需要に支障が出ないように農薬等の流通に係る業務の継続について、次の取組を行います。

- ・不要不急な外出を避け接触機会の削減を実施します。
- ・対面営業活動に変わる電話営業・LINE・ICT ツールを活用したオンライン商談等のインサイドセールスを検討します。
- ・農薬メーカーからの直送を積極的に活用します。
- ・日々の配送履歴を適正に管理します。
- ・従事者に対して、出勤前の検温や体調確認などの健康管理を徹底します。
- ・これらのほか、全国団体等が示す新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインに沿った対応を実施します。